

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から同年12月までの期間及び56年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月から同年12月まで
② 昭和56年11月
③ 昭和57年11月から62年10月まで

自分で国民年金及び付加年金の加入手続をしたとき、納付可能な期間であった申立期間①及び②について定額保険料を納付した。

また、申立期間③について、A市にある金融機関の窓口で、定額保険料と付加保険料を納付していた。

しかし、オンライン記録では、申立期間①及び②の定額保険料、並びに申立期間③の付加保険料が納付済みになっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、3か月及び1か月と短期間である上、当該期間後の国民年金加入期間の保険料は全て納付されている。

また、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人の加入手続は、昭和57年11月頃に行われたものと推認され、この時期を基準とすると、申立期間①及び②の保険料は、過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、「実家に届いていた納付書で保険料を納付した。」と主張しており、申立期間①及び②後の国民年金加入期間において保険料の未納がない申立人が、当該保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間③について、申立人は、付加年金の加入手続及び付加保険料額の記憶は明確ではなく、当該期間に係る付加保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、A市の国民年金被保険者名簿では、付加年金の加入記録は確認できない上、オンライン記録とも符合していることから、申立期間③において、申立人が付加年金の加入手続を行った形跡は見当たらず、付加年金に未加入であったとみられ、付加保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間③は60か月と長期にわたっており、定額保険料と付加保険料を納付しているにもかかわらず、定額保険料のみを納付済みとする事務処理の誤りが連続して生じたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間③の付加保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する標準賞与額（150万円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 4 日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。役員賞与の明細書を提出するので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された役員賞与の明細書及びB社から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与が支給され、標準賞与額の上限額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、B社の社会保険事務を行っているC社から提出された申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の写しによると、申立人に対し平成19年12月4日に480万円の賞与が支払われ、D社会保険事務所（現在は、E年金事務所）の受付印が押されていることが確認できる。

さらに、C社は、「賞与支払届を提出するときは、先に会社で原本をコピーして、原本とコピーの2枚を社会保険事務所に提出し、コピーに受付印を押して返却してもらうことが習慣となっていた。」と回答している。

加えて、E年金事務所は、「事業所が希望すれば、賞与支払届の写しに受付印を押していた。申立人の申立期間に係る賞与支払届は保管されていない。」と回答しているところ、同事務所が保管するA社に係る申立人を除く27人分の賞与支払届の受付日は、C社から提出された上記賞与支払届の写しの受付日と同じ平成20年1月15日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額（150万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

富山厚生年金 事案 881 (事案 226、532、632、728 及び 849 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで
A 事業所に勤務していた申立期間については、平成 21 年 9 月 16 日付け、22 年 3 月 11 日付け、同年 9 月 29 日付け、23 年 4 月 13 日付け及び同年 12 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取った。
今回、当時の同僚に、A 事業所に勤務していた従業員の氏名を書いてもらった。これを新たな資料として提出するので、再審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時の同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことはうかがえるものの、同事業所は廃業しており、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立期間当時の事業主及び事務担当者は死亡している上、連絡先が明らかとなった同僚 (5 人) からは、申立人の勤務期間及び同事業所における厚生年金保険の取扱いについて証言を得られないことから、当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、申立人から新たな事情として申立期間当時の同僚の名前が提示されたところ、当該同僚からは、申立人を覚えている旨の証言が得られたものの、申立人の勤務期間及び同事業所における厚生年金保険の取扱いについて証言が得られないことから、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る再々度の申立てについては、申立人からは、前回

の決定にはどうしても納得できないとする主張以外に新たな資料等の提出は無く、当該主張のみでは、当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、当委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

加えて、申立期間に係る 4 度目の申立てについては、申立人から「当時の同僚が年金記録の中に私の名前があったのを見たとする証明書を書いてくれた。」として、当該証明書が新たな資料として提出されたが、当該証明書について、当該同僚は、「A 事業所で事務の補助をしていたとき、賃金台帳と思われる資料の中に申立人の名前を見た覚えがあるので、その旨記載したが、厚生年金保険料の控除などの詳しい内容は分からない。」と回答しており、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除の状況について確認できないことから、当委員会の決定に基づき、平成 23 年 4 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る 5 度目の申立てについては、申立人から「自分が A 事業所で勤務していたことの証明書を当時の隣人に書いてもらった。」として、当該証明書が新たな資料として提出されたが、当該証明書について、当該隣人は、「申立人が A 事業所に勤務していたことは知っているのですが、その旨記載したが、私自身が同事業所に勤務していたわけではなく、申立人の厚生年金保険料の控除に関しては分からない。」と回答しており、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除の状況について確認できないことから、当委員会の決定に基づき、平成 23 年 12 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、当時の同僚が作成した A 事業所の従業員の氏名が書かれた資料を新たな資料として提出し、6 度目の申立てを行っている。

しかし、上記資料に基づき調査した結果、氏名が記載されている元従業員は、いずれも死亡又は連絡先が明らかでないことから事情を聴取することができず、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除の状況について確認できない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成 12 年 5 月まで

私は、申立期間にA社で勤務しており、同社の関連会社であるB社(現在は、C社)で役員を兼務していた。

申立期間においてB社でも毎月 10 万円の役員報酬をもらっていたので、当該役員報酬についても標準報酬月額に含めるべきである。現状の記録に納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成元年1月分から2年6月分までの期間及び2年8月分から3年12月分までの期間の役員報酬支払明細によると、申立人は、B社から月額10万円の役員報酬を支給されているものの、当該報酬からは所得税のみが控除され、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、C社から提出された平成元年1月分、同年12月分、2年12月分、3年12月分、4年12月分及び5年12月分の給料関係資料においても、申立人に係る社会保険料の控除額欄に、金額は記載されていないことが確認できる上、同社から提出されたA社に係る平成元年1月分、同年12月分、2年12月分、3年12月分の給料関係資料及び4年12月分及び5年12月分の給与支払明細により、申立人はA社のオンライン記録に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められ、申立人の主張する役員報酬額に基づく厚生年金保険料が給与から控除された形跡はうかがえない。

さらに、C社の事業主及び当時の経理担当者は、いずれも「支払われた期間は特定できないが、当時、申立人に対しB社から役員報酬が支払われていた。しかし、当該報酬からは、厚生年金保険料を控除していなかった。」と

供述している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。